明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**五五）　一

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一
○日本国に帰化を許可する件（**法務**五〇六）　二
○アフガニスタン平和・再統合プログラムのための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（**外務**四三〇）　三
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**四三一、四三二）　三
○肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び農林水産大臣が定める月齢を定める件を廃止する件（**農林水産**一七三〇）　三
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**同**一七三一～一七三四）　三
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（**同**一七三五～一七三七）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一七三八～一七四五）　七
○砂防法第二条の土地を指定及び解除する件（**国土交通**一一三九、一一四〇）　七
○道路に関する件（**東北地方整備局**一三八）　八
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一〇九）　八

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　国家公務員制度改革推進本部事務局　公正取引委員会　特許庁　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　一〇
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（長崎労働局最低賃金公示一、宮崎同一）　一二

〔公　告〕
諸事項
官庁
土地家屋調査士懲戒処分、被疑者補償裁定要旨、金融商品取引業者に対する行政処分、鉱業法第一八九条の規定、建設業の許可の取消処分関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
平成二十一年度会計検査院共済組合の決算関係　一三
会社その他

省　令

○農林水産省令第五十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十五条の二第二項の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「英国」の下に「、エストニア」を、「オランダ」の下に「、キプロス」を、「スペイン」の下に「、スロバキア、スロベニア、チェコ」を、「ニュージーランド」の下に「、ハンガリー」を、「フランス」の下に「、ブルガリア」を、「ベルギー」の下に「、ポーランド」を、「ポルトガル」の下に「、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年十月五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三七五二	二二、九、一七	横尾　一徳
三七五三	二二、九、一七	西岡　則夫
三七五四	二二、九、一七	岡田　尚子
三七五五	二二、九、一七	粕谷　興博
三七五六	二二、九、一七	高垣　直澄
三七五七	二二、九、一七	濃野　崇
三七五八	二二、九、一七	工藤　美佳
三七五九	二二、九、一七	外山　啓太
三七六〇	二二、九、一七	北村　聡